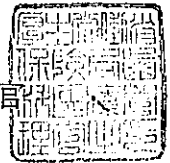


保医発0909第1号
平成23年9月9日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成23年厚生労働省告示第317号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は平成23年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（平成22年3月5日保医発0305第6号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

1 メタルコア

(1) 大臼歯 61 点

(2) 小臼歯・前歯 38 点

2 その他

(1) 大臼歯 32 点

(2) 小臼歯・前歯 21 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I 16 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I 16 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は 歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

(1) 単純なもの 13 点

(2) 複雑なもの 28 点

2 歯科充填用材料 I

(1) 単純なもの 11 点

(2) 複雑なもの 28 点

注 クリアフィル CR インレー、パルフィーク インレー、クルツァー インレー CS セット、スリーエムレジニン インレー システム、ベルフィー ル インレー、ライトフィル CR インレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

3 歯科充填用材料 II

(1) 単純なもの 5 点

(2) 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシット インレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

4 歯科充填用材料 III

2 点

M010 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

455 点

(2) 4分の3冠

568 点

2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		124点
b 複雑なもの		229点
ロ 5分の4冠		288点
ハ 全部鑄造冠		362点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		84点
b 複雑なもの		167点
ロ 4分の3冠		207点
ハ 5分の4冠		207点
ニ 全部鑄造冠		259点
3 鑄造用ニッケルクロム合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4点
b 複雑なもの		4点
ロ 5分の4冠		8点
ハ 全部鑄造冠		10点
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの		4点
b 複雑なもの		4点
ロ 4分の3冠		6点
ハ 5分の4冠		6点
ニ 全部鑄造冠		8点
4 銀合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの		16点
b 複雑なもの		28点
ロ 5分の4冠		36点
ハ 全部鑄造冠		44点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		
イ インレー		
a 単純なもの		10点
b 複雑なもの		21点
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)		25点
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)		25点
ニ 全部鑄造冠		32点
M011 前装鑄造冠 (1歯につき)		
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合		323点
2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合		17点
3 銀合金を用いた場合		71点

M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 歯につき	2 点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
1	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
2	歯冠用光重合硬質レジン	213 点
M016	乳歯金属冠（1歯につき）	29 点
M017	ポンティック（ダミー）（1歯につき）	
1	鑄造ポンティック（ダミー）	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	417 点
ロ	小白歯	314 点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金 大白歯・小白歯	37 点
2	金属裏装ポンティック（ダミー）	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕	
(1)	14カラット金合金	427 点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	前歯	169 点
ロ	小白歯	213 点
(3)	銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小白歯	24 点
3	前装鑄造ポンティック（ダミー）	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	250 点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	47 点
M018	有床義歯	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11歯まで	5 点
(4)	12歯から14歯まで	8 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	48 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双歯鉤	
イ	大・小白歯	674 点
ロ	犬歯・小白歯	548 点
(2)	両翼鉤（レストつき）	
イ	大白歯	548 点
ロ	犬歯・小白歯	421 点
ハ	前歯（切歯）	324 点

2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双歯鉤	
	イ 大・小臼歯	333点
	ロ 犬歯・小臼歯	261点
(2)	両翼鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	229点
	ロ 犬歯・小臼歯	199点
	ハ 前歯（切歯）	184点
3	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	10点
2	14カラット金合金	
(1)	双歯鉤	459点
(2)	両翼鉤（レストつき）	355点
M022	フック、スパー（1個につき）	
	不銹鋼及び特殊鋼	7点
M023	バー（1個につき）	
1	鑄造バー	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	534点
(2)	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	19点
2	屈曲バー	
(1)	不銹鋼及び特殊鋼	46点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ パラタルバー	912点
	ロ リンガルバー	869点

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1)	(別紙1)
材料料	材料料
M002 支台築造（1歯につき）	M002 支台築造（1歯につき）
1 メタルコア	1 メタルコア
(1) 大白歯	(1) 大白歯
(2) 小臼歯・前歯	(2) 小臼歯・前歯
2 (略)	2 (略)
M010 鑄造歯冠修復（1個につき）	M010 鑄造歯冠修復（1個につき）
1 14カラット金合金	1 14カラット金合金
(1) インレー	(1) インレー
複雑なもの	複雑なもの
(2) 4分の3冠	(2) 4分の3冠
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	2 金銀パラジウム合金（金12%以上）
(1) 大白歯	(1) 大白歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの	a 単純なもの
b 複雑なもの	b 複雑なもの
ロ 5分の4冠	ロ 5分の4冠
ハ 全部鑄造冠	ハ 全部鑄造冠
(2) 小臼歯・前歯	(2) 小臼歯・前歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの	a 単純なもの
b 複雑なもの	b 複雑なもの
ロ 4分の3冠	ロ 4分の3冠
ハ 5分の4冠	ハ 5分の4冠
ニ 全部鑄造冠	ニ 全部鑄造冠
3 (略)	3 (略)
4 銀合金	4 銀合金
(1) 大白歯	(1) 大白歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの	a 単純なもの
b 複雑なもの	b 複雑なもの
ロ 5分の4冠	ロ 5分の4冠

ハ 全部鑄造冠	44点	ハ 全部鑄造冠	36点
(2) 小白歯・前歯・乳歯		(2) 小白歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	10点	a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	21点	b 複雑なもの	17点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	25点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	21点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	25点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	21点
ニ 全部鑄造冠	32点	ニ 全部鑄造冠	27点
M011 前装鑄造冠(1歯につき)		M011 前装鑄造冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	323点	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	276点
2 (略)		2 (略)	
3 銀合金を用いた場合	71点	3 銀合金を用いた場合	59点
M017 ポンティック(ダミー)(1歯につき)		M017 ポンティック(ダミー)(1歯につき)	
1 鑄造ポンティック(ダミー)		1 鑄造ポンティック(ダミー)	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大白歯	417点	イ 大白歯	356点
ロ 小白歯	314点	ロ 小白歯	268点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金		(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
大白歯・小白歯	37点	大白歯・小白歯	31点
2 金属裏装ポンティック(ダミー)		2 金属裏装ポンティック(ダミー)	
[次の材料料(金属材料料とレジン材料料を含む。)]と人工歯料との合計により算定する。]		[次の材料料(金属材料料とレジン材料料を含む。)]と人工歯料との合計により算定する。]	
(1) 14カラット金合金	427点	(1) 14カラット金合金	400点
(2) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		(2) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 前歯	169点	イ 前歯	145点
ロ 小白歯	213点	ロ 小白歯	182点
(3) 銀合金又はニッケルクロム合金		(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
前歯・小白歯	24点	前歯・小白歯	21点
3 前装鑄造ポンティック(ダミー)		3 前装鑄造ポンティック(ダミー)	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	250点	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	214点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	47点	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	40点
M020 鑄造鉤(1個につき)		M020 鑄造鉤(1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双歯鉤		(1) 双歯鉤	
イ 大・小白歯	674点	イ 大・小白歯	637点
ロ 犬歯・小白歯	548点	ロ 犬歯・小白歯	518点
(2) 両翼鉤(レストつき)		(2) 両翼鉤(レストつき)	
イ 大白歯	548点	イ 大白歯	518点
ロ 犬歯・小白歯	421点	ロ 犬歯・小白歯	398点

ハ 前歯 (切歯)	<u>324点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>306点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 双歯鉤		(1) 双歯鉤	
イ 大・小白歯	<u>333点</u>	イ 大・小白歯	<u>284点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>261点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>222点</u>
(2) 両翼鉤 (レストつき)		(2) 両翼鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>229点</u>	イ 大白歯	<u>195点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>199点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>170点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>184点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>158点</u>
3 (略)		3 (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	<u>534点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	<u>456点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 屈曲バー		2 屈曲バー	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
イ パラタルバー	<u>912点</u>	イ パラタルバー	<u>776点</u>
ロ リンガルバー	<u>869点</u>	ロ リンガルバー	<u>733点</u>

事 務 連 絡
平成23年9月9日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康
保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて
連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成23年9月9日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第317号)が公布され、平成23年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分057の(1)に次のように加える。
⑥ ライナー(Ⅳ)
- 2 別表Ⅱ区分059の(3)を次のように改める。

B0020570106

(3) 人工関節固定強化部品

① 人工関節固定強化部品(I)

B0020590301

② 人工関節固定強化部品(II)

B0020590302

3 別表Ⅱ区分133の(9)の④を次のように改める。

④ 脳血栓除去用

ア ワイヤ型

B00213309041

イ 破砕吸引型

B00213309042

4 別表Ⅱに次のように加える。

168 心腔内超音波プローブ

(1) 標準型

B00216801

(2) 磁気センサー付き

B00216802

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 白蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型	B002 057 01 01 2
② 白蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
⑥ ライナー(IV)	B002 057 01 06
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
059 オプション部品	
(1) 人工股関節用部品	B002 059 01
(2) 人工膝関節用部品	B002 059 02
(3) 人工関節固定強化部品	
① 人工関節固定強化部品(I)	B002 059 03 01
② 人工関節固定強化部品(II)	B002 059 03 02
(4) 再建用強化部品	B002 059 04
133 血管内手術用カテーテル	
(9) 血栓除去用カテーテル	
① バルーン付き	
ア 一般型	B002 133 09 01 1
イ 極細型	B002 133 09 01 2
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 01 3
② 残存血栓除去用	B002 133 09 02
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 03
④ 脳血栓除去用	
ア ワイヤ型	B002 133 09 04 1
イ 破砕吸引型	B002 133 09 04 2
168 心腔内超音波プローブ	
(1) 標準型	B002 168 01
(2) 磁気センサー付き	B002 168 02

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 白蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型	B002 057 01 01 2
② 白蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
059 オプション部品	
(1) 人工股関節用部品	B002 059 01
(2) 人工膝関節用部品	B002 059 02
(3) 人工関節固定強化部品	B002 059 03
(4) 再建用強化部品	B002 059 04
133 血管内手術用カテーテル	
(9) 血栓除去用カテーテル	
① バルーン付き	
ア 一般型	B002 133 09 01 1
イ 極細型	B002 133 09 01 2
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 01 3
② 残存血栓除去用	B002 133 09 02
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 03
④ 脳血栓除去用	B002 133 09 04